

海賊対策—民間警備会社の活用に向けて

掲載誌・掲載年月：日本海事新聞 1205

日本海事センター企画研究部

主任研究員 野田雅夫

はじめに

国連安全保障理事会をはじめとする国際社会における取り組みにもかかわらず、ソマリア沖・アデン湾における海賊発生件数は、ここ4年間、111件（2008年）、218件（2009年）、219件（2010年）、237件（2011年）と増加傾向にあり、また発生海域も拡大していることから、あらゆる国の海運会社において海賊行為からの被害を予防・防御することが喫緊の課題となっている。こうした中、自国の船舶に関し、民間警備会社の利用を認める国が増えつつあり、また、IMOにおいては、数次にわたり、海賊対策関連のサーキュラーを出したほか、現在民間警備会社の質の確保をどのように図っていくか等について議論が続いているところである。

（公財）日本海事センターにおいては、こうした状況に鑑み、我が国で今後民間警備会社の活用に向けた議論の一助となるよう、必要と思われる法律改正の試案を作成した。なお、官民の多くの分野に影響の大きな課題であり、技術的にも専門的にも更なる検討が必要と考えているが、こうした議論、検討を促す契機になればと期待している。

○海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の一部を改正する法律案（試案）

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

- 2 この法律において「特定海域」とは、前項各号に掲げる行為が頻繁に発生している海域及びその隣接海域として、政令で定める区域をいう。
- 3 この法律において「海上警備業務」とは、海上において第一項各号に掲げる行為からの被害の発生を警戒し、防止する業務をいう。

第八条の次に次の十三条を加える。

（特定海域における海上警備業者使用の届出）

第八条の二 船舶運航事業者（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二十三条の三第二項に規定する船舶運航事業者をいう。以下同じ。）は、特定海域において、海上警備業務を行う者（以下「海上警備業者」という。）を使用しようとする場合は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところに

より、海上警備業者を使用する必要性、海上警備業者の名称、住所及び代表者の氏名並びに海上警備業者の使用人その他の従業者で海上警備業務に従事するもの（以下「海上警備員」という。）の人数その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 船舶運航事業者は、海上警備業者を使用するに当たっては、当該業者から訓練の実施状況その他の事情を聴取すること等により、その適格性を判断しなければならない。

（不適切な海上警備業者の使用禁止）

第八条の三 国土交通大臣は、前条第一項による届出に係る海上警備業者について、外国政府、国際機関等から入手した情報に基づき、日本船舶において海上警備業務を行わせることが不相当と認める場合には、当該届出した船舶運航事業者に対し、当該海上警備業者の使用禁止を命ずることができる。

（警備業法等の適用除外）

第八条の四 第八条の二第一項の届出に基づき、船舶運航事業者が使用する海上警備業者については、警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）の規定を適用しない。

- 2 第八条の二第一項の届出に基づき、船舶運航事業者が使用する海上警備業者の海上警備員として日本船舶に乗り込む者については、船員法（昭和二十二年法律第百号）の規定を適用しない。

（日本国の法令等に従うべきことの指示）

第八条の五 船舶運航事業者は、第八条の二第一項による届出に係る海上警備業者に、船上においては適用される日本国の法令及び船長の指揮に従うべきことを指示しなければならない。

（特定海域を航行する日本船舶における銃砲等備え置きの許可）

第八条の六 船舶運航事業者は、第二条第一項各号に掲げる行為による被害を防止するために、特定海域を航行する日本船舶に銃砲（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第二条第一項に規定する銃砲をいう。以下同じ。）又は刀剣類（銃砲刀剣類所持等取締法第二条第二項に規定する刀剣類をいう。以下同じ。）を備え置こうとする場合（銃砲又は刀剣類（以下「銃砲等」という。）を所持する者を乗船させようとする場合を含む。）は、国土交通大臣の許可を得なければならない。

- 2 前項の許可は、六か月ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(許可申請)

第八条の七 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 銃砲等を備え置こうとする船舶の船名
- 三 銃砲等を備え置くことが必要となる理由
- 四 船内における銃砲等の保管場所及び保管方法

2 前項の申請書には、銃砲等所持に関する船長の同意書、当該船舶に備え置こうとする銃砲等の目録その他国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可基準)

第八条の八 国土交通大臣は、第八条の六の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

- 一 第二条第一項各号に掲げる行為による被害を防止するために、銃砲等を備え置くことが必要であり、かつ、備え置く銃砲等の数及び種類が目的に照らして不相応でないこと。
- 二 船内における銃砲等の保管場所及び保管方法が適切であること。

(欠格事由)

第八条の九 国土交通大臣は、第八条の六の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可をしてはならない。

- 一 銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項の各号のいずれかに該当する者
- 二 法人であつて、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）のうちに前号に該当する者のあるもの

(銃砲刀剣類所持等取締法の適用除外)

第八条の十 第八条の六の許可を受けた船舶運航事業者の船舶における銃砲等の所持等については、銃砲刀剣類所持等取締法の規定を適用しない。

(銃砲等使用の決定)

第八条の十一 船長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、銃砲等の使用を決定することができる。

- 一 第二条第一項各号に掲げる行為の制止に当たり、当該行為を行っている者が、他の制止の措置に従わず、なお自己の船舶又はその乗組員に対する防護のため必要であると認める相当な理由のある場合

二 自己の船舶に著しく接近し、若しくはつきまとい、又はその進行を妨げる行為(以下「接近行為」という。)の制止に当たり、当該接近行為を行っている者が、他の制止の措置に従わず、なお船舶を航行させて当該接近行為を継続しようとする場合

2 船長は、夜間等において迅速な対応が可能となるよう、前項各号に掲げる場合における銃砲等の使用につき、あらかじめ指示することができる。

(銃砲等の使用)

第八条の十二 海上警備員は、前条の決定又は指示があった場合にのみ銃砲等を使用することができる。但し、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六条(正当防衛)又は同法第三十七条(緊急避難)に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

2 銃器、爆発物その他の凶器を使用して、第二条第一項各号に掲げる行為を行っている者に対し、前条の決定又は指示に従い、海上警備員が銃砲等を使用した場合は、刑法第三十六条第一項の「急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為」と推定する。

(保険会社への周知)

第八条の十三 船舶運航事業者は、国土交通大臣の許可を得て船舶に銃砲等を備え置く場合は、利害関係を有する保険会社にその旨を通知しなければならない。

(通報義務)

第八条の十四 船舶運航事業者は、第二条第一項各号に掲げる行為による被害を受けた場合は、遅滞なく国土交通大臣に報告しなければならない。

2 船舶運航事業者は、その運航する船舶において銃砲等が使用された場合は、状況を書面(電子媒体を含む。)に記録して国土交通大臣に提出しなければならない。銃砲等の使用が傷害又は死亡をもたらす結果となった場合、ただちに国土交通大臣に報告しなければならない。

第十一条第二項中「海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第二十三条の三第二項に規定する船舶運航事業者」を「船舶運航事業者」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

(罰則)

第十四条 (略)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

○解説

上記の試案を通読して頂ければ、内容は明らかだと考えるが、以下若干の解説を加える。

(1) 規制対象について

海上警備業者の拠点は海外であり、都道府県公安委員会が様々な役割を担う警備業法及び銃砲刀剣類所持等取締法の体系のもとで当該業者を規制することは実態に即しないことから、試案においては、船舶運航事業者に海上警備業者の使用に関する届け出、銃砲等の備え置きに関する許可申請を行わせることとし、その届け出、許可の範囲内で、海上警備業者及び海上警備員について警備業法、銃砲刀剣類所持等取締法を適用しないこととした。

(2) 銃砲等備え置きの許可について

銃砲刀剣類所持等取締法における許可は個別の銃砲等に対応した許可であるが、海上警備会社が日本船舶に持ち込む銃器を一つ一つ特定することは実務上不可能と思われることから、本試案における許可は、種類と数量程度を明らかにさせた上での包括的な許可とした。

(3) 地理的範囲

現行法上、日本船舶は「日本」とされており、通常であればすべての日本の法令が適用されることになるが、日本の領海を超えて運航する船舶であって第二条第一項各号に掲げる行為が頻繁に発生している海域については、特段の例外措置が講じられるべきであるとの観点から、本試案においては、その海域を「特定海域」として特定海域を航行する日本船舶を特例的に取り扱うこととした。特定海域の具体的な範囲については、昨年、自国籍船への警備員の乗船を認めたノルウェーの事例が参考になるとと思われる。ノルウェーは船社に与える特別の銃器許可については、外国水域にあって、警戒レベル2又は3の区域(本年1月に確認したところでは、スエズを北限として南緯10度、東経78度で囲まれるエリア(ホルムズ海峡以北を除く。))の中で、その区域に向かって、またはその区域から航行している船舶が、北緯30度以南を航行している時にのみ適用される、としている。ちなみに、ノルウェー政府は、ジブチにある警備会社からソマリア海域を航行する間のみ携行武器と供に警備員を乗船させることを想定して、本エリアを定めたということで、イタリアから警備員を乗せて地中海経由でソマリア沖を航行できるよう北緯43度以南という書きぶりにしてほしいという船社の要望を認めなかったとのことである。

(4) 銃砲等の種類について

船舶に備え置くことが出来る銃砲等の種類をどの範囲に制限するかは慎重に吟味する必要があると思われる。ちなみに、先に触れたノルウェーの特

別銃器許可制度においては、海上保安庁なども保有しているブローニング M2 重機関銃に代表される 12.7mm 機関銃についても、手続きを踏めば船舶へ持ち込み、使用することが可能としている。ただし、この場合は単発発射しか認められない。

更なる重火器についてはより厳しい規制がかけられている模様。

(5) 船長の権限について

昨年 9 月に発出された国際海事機関海上安全委員会回章は、「船舶所有者／運航者は、民間海上警備会社と契約する際、運航者、船長、船舶職員、民間武装警備員のチームリーダーをつなぐ指揮命令系統が明確に定められ、かつ、文書化されるよう確保するべきである」とし、特に「船長は、常に船舶の指揮権を有し、かつ、他の全てに優先する権限を保持することについての明確な記述」等を規定するべきであるとしている(MSC.1/Circ.1405/Rev.1)。

我が国の船員法第七条も、「船長は、海員を指揮監督し、且つ、船内にある者に対して自己の職務を行うのに必要な命令をすることができる。」と船長の指揮命令権を規定しており、こうしたこととの整合性を確保するために、本試案においては、日本船舶に銃砲等を備え置こうとする場合は、船長の同意書を求めることとし、銃砲等の使用も船長の決定にかからしめることとした。

(参考) 「海賊対策に関するガイドライン等対訳資料集」

(平成 24 年 4 月 (公財) 日本海事センター)